清瀬市 コミュニティ・スクール Q&A

- Q1 コミュニティ・スクール (以降「CS」と記載) の目的は何か。
- A1 これからの厳しい時代を生き抜く力の育成, 地域から信頼される学校づくり, 社会的な教育 基盤の構築等の観点から, 学校と地域がパート ナーとして相互に連携・協働し, 社会総掛かり での教育の実現を図ることが目的となります。
- Q2 清瀬市としての CS 設置の目標(ゴールイメージ)は何か。
- A2 清瀬市教育総合計画マスタープラン「方向性 16:地域の力を学校に生かす仕組みづくりの 推進」には、「学校を取り巻く環境は著しく変 化しており、学校における教育活動への地域ボ ランティアの支援はますます重要となります。 それらの支援が学校のニーズに合致するような 仕組みをつくり、学校への支援を活性化させる ことで、学校を核にした地域コミュニティの構 築を目指します。」と示しており、この実現が ゴールイメージとなります。
- Q3 CS は現在全国、東京都、多摩 26 市で、それ ぞれどの程度設置されているのか。
- A3 令和4年5月1日現在、全国では15,221校 (42.9%)、東京都では718校(54.0%)、多 摩 26 市では355校が導入しています。
- Q4 CSの中核をなす学校運営協議会(以降「学 運協」と記載)とはどのような目的を持つ組織 か。
- A4 学運協は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、清瀬市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援や協力を促進することにより、保護者及び地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現することを目的としています。
- Q5 会議は年間何回開かれるのか? 会議は誰が 主宰して誰が進行するのか。
- A5 回数は限定していませんが、本市の先進校では、概ね年間5回程度を実施しています。 協議会は、会長が招集し、議事を掌ることとなっています。

- Q6 委員の立場、職務上の身分、報酬、人数、任期はどのようになるのか。誰が推薦し、誰が任命するのか。複数校の兼務は可能か。守秘義務などは課せられるのか。
- A6 協議会の委員は 10 名以内とし、次に掲げる 者のうちから、対象学校の校長の推薦に基づき 教育委員会が任命します。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他、教育委員会が適当と認める者 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第3条第3項第2号に定める非常勤 の特別職となります。また、委員の報酬は、非 常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関す る条例(昭和31年10月1日条例第19号) 別表の規定によりお支払いします。なお、教職 員が勤務中に会議に参加する場合等の理由によ り、報酬を辞退する方には、報酬辞退届をご提 出いただくこととなります。

複数校を兼務することも可能です。

委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。なお、その職を退いた後も同様とするとされています。

- Q7 学運協と校長とは、同じ学校経営を担う水平 関係にあると認識しているが、学運協における 校長はどのような立場にあるのか。
- A7 学運協委員は「非常勤特別職の地方公務員」 として一定の権限を有し、学校と対等な立場で 協議を行うことができるとなっており、校長に 対しても意見を述べることができます。なお、 校長自身が学運協委員となることも可能であ り、同じ立場で学校運営を考え合う関係といえ ます。
- Q8 学運協には権限も与えられる代わりに責任も 生ずると考えるが、CSの最終的な責任者は誰 か。
- A8 学運協の設置及び当該委員の任命は、教育委員会が行うものであり、CSの最終的な責任は教育委員会にあります。

- Q9 学運協と学校支援本部、PTA との違いは何か。それぞれ「学校を支援する」目的は同一と考えるが三者はどのような関係にあるのか。将来的に学校支援本部は学運協に吸収されるのか。
- A9 学運協は学校と対等の立場で学校運営について協議する場となりますが、学校支援本部やPTAは、その協議によって決定した取組を実現させるために支援する立場となります。 そのため、学校支援本部が学運協に吸収されることは想定しておりません。
- Q10 地域の人材も不足している中、合同の学運協 を立ち上げて機能させることはできるのか。
- A10 複数校で一つの学運協を設置することも可能です。
- Q11 学運協が形骸化して、校長の方針を追認するだけに終わってしまっている学校があると聞く。活性化のために委員はどのような努力をすべきか。
- A11 まずは、その学校や子供たちのことをよく知ることが重要と思います。学校公開等に積極的に参加し、様子をご確認ください。一方で、学校は学校の取組やその進捗状況を定期的に学運協で報告し、理解啓発に努めることも大切です。
- Q12 従前は例えばゲストティーチャーの招聘など、教員からのオーダーを学校支援本部 Coが間き、支援本部から外部講師を依頼するなど、学校と Co は直接コミュニケーションをとりながら、共に子供の成長を支援できるシステムであったが、これら学校からのオーダーは、今後すべて学運協を通してその可否が判断されることになるのか。
- A12 学運協は、新たな取組を行う場合や取組の 改善が必要な場合に協議をし、よりよい実施方 法等を検討していく場となります。そのため、 ゲストティーチャーの招聘など、これまで実施 してきた内容であれば、従前どおり学校と学校 支援本部等が Co を通してやり取りをしていく こととなります。ただし、その連携の状況は、 定期的に学運協に報告をしていただけるとよい と思います。

- Q13 一部では CS を導入することによって、教職 員の負担が増えるという指摘があるが、それは 事実か。
- A13 新しいことを始める際には、運営方法等を模索していくため、負担が増えることもあると想定されますが、その点も含めて学運協で検討をし、改善を図っていくことが大切になると考えています。
- Q14 定期的な CS 交流会など、市全体で CS の取り組みを共有したり、学運協委員が学び合ったりする機会を教育委員会として設定する予定はあるか。
- A14 令和5年12月16日開催の「新しい学校づくりフォーラム」で先進校の状況について、共有する機会を設けました。今後も適宜、検討してまいります。また、学運協同士が調整の上、合同の研修会等を自主的に開催することも可能です。
- Q15 すでに各学校では学校の教育目標などで、 「育てたい子供像」が決められている。学運協 で地域の実態に合った「子供像」を熟議、設定 し直し、学校の教育目標の変更を行いたいがそ の際の留意点を教えてほしい。
- A15 学校の教育目標を設定する責任者は校長となります。学運協で話し合われた「子供像」を意見として、校長に伝えることはできますが、その案を採択するかは校長の判断となります。そのため、どのような経緯で子供像の変更を検討することになったかや話し合われた子供像はどのような意図があるかなど、その主旨を校長にきちんと示していくことが大切になります。
- Q16 学運協専用の事務室を校内に設置する予定はあるか? 教室不足であることは重々理解しているが、より良いシステムとするには、しっかりと事務が行える環境は必要であると考えるがいかがか。
- A16 各学校の施設の状況に応じて検討してまいります。

- Q17 子供・教職員・保護者・地域にとってのメリットと魅力について、伺いたい。
- A17 「コミュニティ・スクールのつくり方」(文 部科学省 令和2年10月)には、以下のよう な魅力が示されています。

【子供にとっての魅力】

- ・子供たちの学びや体験活動が充実します。
- ・自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- ・地域の担い手としての自覚が高まります。
- ・防犯・防災等の対策によって安心・安全な 生活ができます。

【教職員にとっての魅力】

- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営や 「社会に開かれた教育課程」の実現が可能 となります。
- ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

【保護者にとっての魅力】

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育 との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという 安心感があります。
- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築 できます。

【地域の方々にとっての魅力】

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感に つながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころと なります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。
- Q18 清瀬市教育委員会では、どのような伴走支援 を行う予定なのか。
- A18 清瀬市教育委員会では、CSの導入に向けて、これまでも説明資料の作成や研修会の実施等を行ってきました。今後も先進地区の好事例を提供したり、市内導入校の成果や課題を共有できるような機会を設けたり等の支援を計画的に実施してまいります。

- Q19 校長が新しい学校に赴任した際、校長自身の理念や重視する視点と学校運営協議会の方針とが異なることもあると思うが、校長のモチベーションを下げることにならないか。
- A19 学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針に意見を述べることができるため、新たに赴任した校長の方針に対して意見が出されることも想定できます。そのような場合、校長は自身の考えが十分に理解されるよう説明を尽くすことが重要になります。また、その過程で学校運営協議会と意見を交わすことは、よりよい学校運営の検討にもなるため、校長のモチベーションの低下にはならないと捉えています。
- Q20 CSの会議場所や資料保管の場、PC類等の 整備はどうしたらよいのか。
- A20 CSで会議を行う際の場や資料保管の場、 また、PCを含む必要な事務用品等について、 各校の実態に応じた対応をお願いしているとこ ろです。

先進地区でも空き教室の状況やPCの整備状況に応じて様々な対応がなされておりますが、 一例としては、時間によって場や物をシェアして活用することなどが考えられると思います。